

福島市告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による認可をしたので、次のとおり告示する。

令和7年4月16日

福島市長 木 幡 浩

1 名称

早稲町会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 祭典施設の維持管理
- (5) 区域内の自主防災に関する事
- (6) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事
- (7) その他会の目的達成に必要な事業

3 区域

本会の区域は、福島市早稲町全域とする。

4 主たる事務所の所在地

福島市早稲町2-21

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 高橋 進

住 所 福島市早稲町2-21

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

7 裁判所による職務代行者の選任の有無

無

8 代理人の有無

無

9 規約に定めた解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合には、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

10 認可年月日

告示のあった日